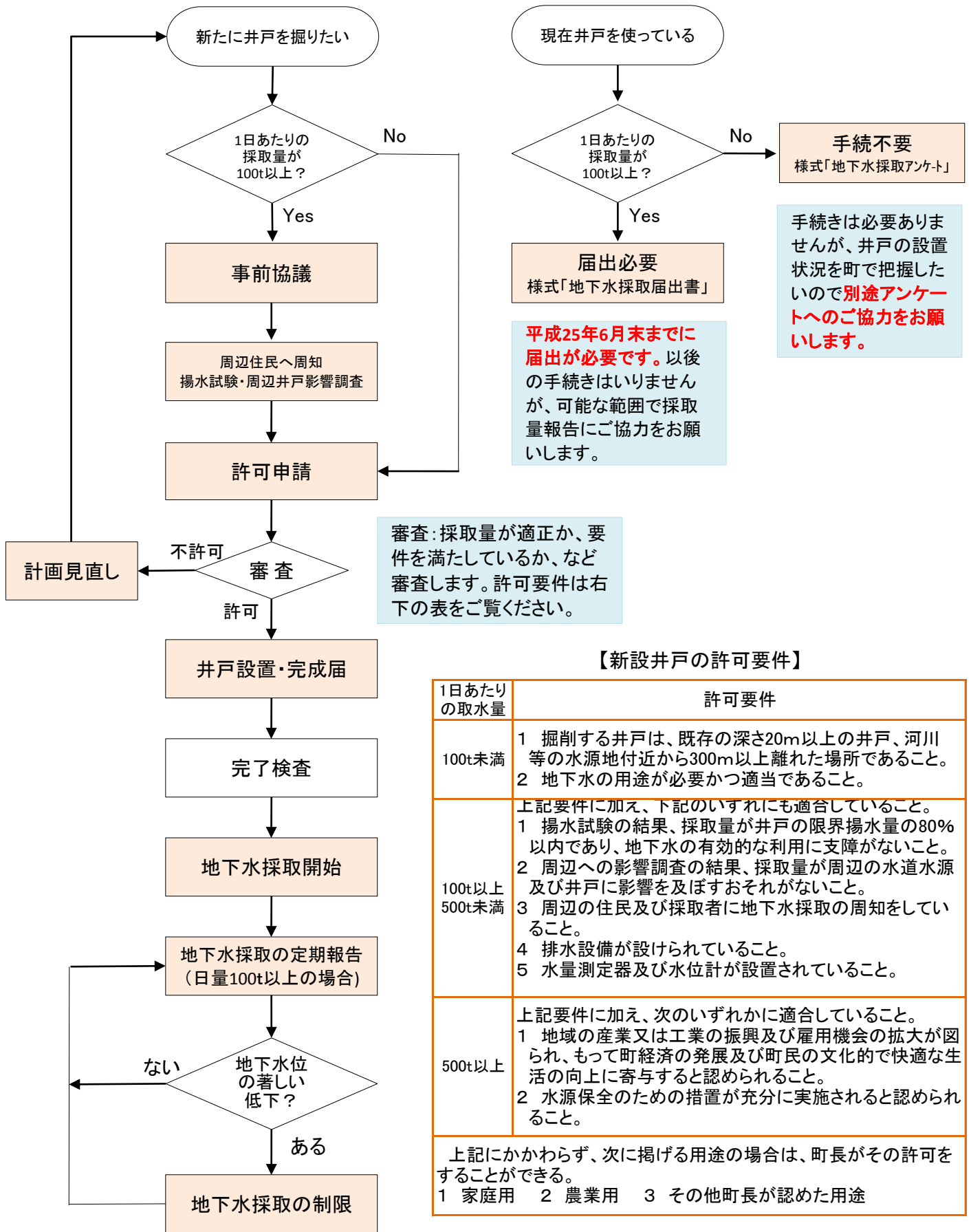


佐久穂町地下水保全条例による地下水採取手続きのおおまかな流れ (H25.4.1施行)



審査: 採取量が適正か、要件を満たしているか、など審査します。許可要件は右下の表をご覧ください。

平成25年6月末までに届出が必要です。以後の手続きはいりませんが、可能な範囲で採取量報告にご協力をお願いします。

手続きは必要ありませんが、井戸の設置状況を町で把握したいので別途アンケートへのご協力をお願いします。

【新設井戸の許可要件】

1日あたりの取水量	許可要件
100t未満	1 掘削する井戸は、既存の深さ20m以上の井戸、河川等の水源付近から300m以上離れた場所であること。 2 地下水の用途が必要かつ適当であること。
100t以上 500t未満	上記要件に加え、下記のいずれにも適合していること。 1 揚水試験の結果、採取量が井戸の限界揚水量の80%以内であり、地下水の有効的な利用に支障がないこと。 2 周辺への影響調査の結果、採取量が周辺の水道水源及び井戸に影響を及ぼすおそれがないこと。 3 周辺の住民及び採取者に地下水採取の周知をしていること。 4 排水設備が設けられていること。 5 水量測定器及び水位計が設置されていること。
500t以上	上記要件に加え、次のいずれかに適合していること。 1 地域の産業又は工業の振興及び雇用機会の拡大が図られ、もって町経済の発展及び町民の文化的で快適な生活の向上に寄与すると認められること。 2 水源保全のための措置が充分に実施されると認められること。
上記にかかわらず、次に掲げる用途の場合は、町長がその許可をすることができる。 1 家庭用 2 農業用 3 その他町長が認めた用途	